

愛知県管理道路における草刈作業の 地域住民団体等への業務委託公募要領

1 趣旨

この要領は、愛知県管理道路における草刈作業の地域住民団体等への委託実施要領第4条第1項の規定に基づき、地域住民団体等の公募に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

建設事務所長（以下「所長」という。）が、県が通常草刈りを実施している区間のほか所長が必要と認めた区間のうち、地域住民団体等から草刈りの要望があり、地域住民団体等への委託が望ましいと判断した区間の草刈り作業とする。

3 業務実施期間

業務実施期間は、契約締結の日から協議によって定める日までとし、実施期間内を通じて地元からの苦情のないよう、適切な時期に実施する。

4 応募資格

自治会、婦人会、老人クラブ、市民団体及びこれに準ずる団体（地元市町村に在住・在勤している代表者及び会員により構成されている団体に限る）のうち、地域のために草刈り作業を実施しようという意欲を持った団体であること。

5 公募の方法

- (1) 次の周知の方法等により、ひろく公募するものとする。
 - ア 募集要項を事務所内に掲示する
 - イ 募集要項をホームページへ掲載する
- (2) 地域住民への周知期間は毎年4月1日から4月末日の1か月間とし、業務内容、業務実施期間、応募資格、応募方法及び審査方法について周知する。
- (3) 作業実施計画書の提出期間は毎年5月1日から5月15日までの間とし、提出先は建設事務所とする。
- (4) 作業実施計画書などの業務に係る書類の提出方法は、建設事務所窓口への提出のほか、郵送や電子メール（あらかじめ所長の確認を要する）とすることができる。
- (5) 公募に関する時期・期間については必要があれば変更することができる。

6 審査方法

所長は、地域住民団体等から提出された作業実施計画書について書面審査を行うものとする。

7 結果の通知

所長は、作業実施計画書の提出があった全ての地域住民団体等に、審査結果を通知するものとする。

8 募集要項の作成

所長は、この要項を参考に募集要項を作成するものとする。